

浄化槽設置整備事業 計画確認書

私は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請に際し、次の事項について施工業者から事前説明を受け、理解及び承諾をしました。

- ① 一戸建て住宅のし尿浄化槽処理対象人員の算定方法に係る取り扱いについて、住宅の延べ床面積が 160 m²を超える場合、本来 7 人槽とすべきところ、以下の全ての条件が適合する場合には、設置基準緩和届の手続を経て 5 人槽の設置が可能であること。

- ・実居住人員及び将来の居住人員見込みが 5 人以下である
- ・使用水量見込みが 1 日当たり 1,000 ㍓ (1 m³) 以下である

- ② 合理的な理由があり、止むを得ず、既設単独処理浄化槽または汲み取り式便槽が撤去出来ない場合でも、将来的に土地を売却する場合等に最終的には全撤去が必要であること。

令和 年 月 日

氷見市長 あて

(設置者) 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

設置場所 _____